|議会及び議会事務局移転のお知らせ

10月29日から吾北総合支所3階で業務を開始し

町議会及び議会事務局は新本庁舎建設のため、10月29日から吾北総合 支所3階へ一時移転しました。新庁舎完成まで約2年間、町議会及び議会 事務局の業務は吾北総合支所3階で行うこととなりました。また、住所、 電話番号、FAX番号が変更になっています。

,						, ,	
問い	合わ	せ:	議会	事務	局	面	867-2317

移転先 吾北総合支所3階						
住所	上八川甲1934					
郵便番号	〒781−2401					
直通電話番号	■ 867-2317					
FAX番号	■ 867-2302					

舎移転のお知ら

11月26(月)から 業務開始日

町役場本庁舎は新本庁舎建設のため、11月26日(月)から伊野公民館へ一時移転します。新庁舎完成まで約2年 間、本庁業務が伊野公民館へ移ります。11月22日(木)までは現在の本庁舎で業務を行っています。11月23日(金・祝)、 25日(日)の引越日は電話移設のため、役場の電話が通じません。

緊急の場合は、自090-2788-5612又は、自080-6388-7000まで連絡をお願いします。

問い合わせ:総務課 ■ 893−1111

The state of the s							
仮庁舎の概要							
仮庁舎の住所	いの町3597番地(いの町立伊野公民館) ※町からお出しする封筒の住所は従来の1700番地1を使用します。						
郵便番号	〒781-2192 ※変更ありません						
電話番号	※代表番号・各課直通番号ともに変更はありません。代表番号面 893-1111						
公民館1階	町民課・税務課・出納室・社会教育課・少年育成センター						
公民館2階	産業経済課・農業委員会・雇用創造協議会・建設課・技術監理課・環境課 上下水道課・出納室(収納)						
公民館3階	教育委員会・学校教育課・総務課・選挙管理委員会・仁淀川広域市町村圏事務組合・町長室・副町長室						

度が始まりました。

になる場合があります。 用することで受給できるよう できる場合や、 たさなかった方が年金を受給 これまで受給資格期間を満 後納制度を利

け

られています。

証明する書類の添付が義務付

るためには、

納付したことを

この社会保険料控除を受け

います。

短縮されることが予定されて

給資格期間が10年

120 月

額

より、

平成27年10月からは受

受給権につなげることができ

大切に保管を!~

るようになります。

また、「年金機能強化法」に

年金額を増やしたり、

年金の 将来の

めていただくことで、

過去10年以内の保険料を納

後納制 間の延長) 保険料の納付可能期

度

国民年金

納めることができる、 年以内の納め忘れた保険料を できませんでしたが、 えると保険料を納めることが 料を納め忘れたまま2年を超 お知らせ これまでは、 から3年間に限り、 始まりました 国民年金保険 の納付が 後納制 過去10 今 年 10

問

お知らせ

保険料が対象です。 なります。 から12月31日までに納付した 及び住民税の申告において全 国民 が社会保険料控除の対象と 年金保険料は、 その年の1月1日 所得税

金保険料)控除証明 社会保険料(国 ·年末調整・確定申告まで が発行されます

民年

を添付の上、 族あてに送られた控除証明 ることができますので、ご家 本人の社会保険料控除に加え 険料を納付された場合も、 送付されます。 なお、ご家族の国民年金保 社会保険料 申告してくださ

書

問い合わせください。 きに表示されている番号に ご照会は、 控除証: 控除証明書のは 明書」 (国民年金保険 について 0) が

※後納制度は事前申し込みが ます。 用いただけない場合があり 必要ですが、 後納制度による納付をご利 審査の結果、

玉

民

年

金

だ

ょ

5

詳しくは国民年金保険料専 050又はお近くの年 ヤ ル $\begin{array}{c} 0 \\ 5 \\ 7 \\ 0 \end{array}$ 0

さ 用 金事務所へお問い合わせくだ ダイ 1

い合わせ

1 7 1 7 ついては、 については、

年金保険料を納付された方に 構本部から送付されますの が今年11月上旬に日本年金機 民年金保険料を納付された方 日までの間に今年初めて国民 収証書)を添付してください。 には必ずこの証明書 民年金保険料) 日から9月30日までの また、10月1日から12月31 このため、 年末調整や確定申告の際 翌年の2月上旬 平成24年1月 一社会保険料 控除証明書 (又は領 別間に国 1

